

中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 56) (大学名) 大阪教育大学

| 中期目標原案 | 中期計画案 |
|--|-------|
| <p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>基本理念 大阪教育大学は、我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命とする。</p> <p>基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知識基盤社会・生涯学習社会の担い手となる豊かな教養と専門的素養を有する人材を育成するため、教養教育、専門教育及び研究を総合的に強化する。 2 創造性豊かで実践的教育力に富む教員及び教育現場において指導的役割を担う教員の養成教育を強化するとともに、附属学校園と連携した教育研究を積極的に推進し、その成果を養成教育に活用する。また、現職教員の継続教育にも積極的に取り組む。 3 「入学者の受入方針」、「教育課程の編成・実施方針」及び「学位授与の方針」を明確にし、それらの統合的な運用に努め、教育の質の保証及び向上に取り組む。 4 学生の視点を重視した教育、研究及び学生支援を推進する。 5 学校安全に取り組む先進的の大学として、学校安全に関する研究と実践を追求し、その成果を社会に広める。 6 教育委員会や学校等との密接な連携により、現職教員の研修、学校教育活動への支援、共同研究等を行うとともに、幅広い教育情報を提供することにより、地域の教育の充実発展に努める。 7 国際的な教育・研究体制の構築及び教育支援を必要とする諸外国への協力をを行い、大学の国際的活動を推進する。 | |
| <p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中期目標の期間 平成22年4月から平成28年3月までの6年間。 2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。 | |

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

- 1 『入学者の受入方針』に相応しい入試方法により、総合的な基礎学力を備え、課程、学科、専攻の教育目標に対して適性がある学生を受け入れる。

- 2 (学士課程)学士課程教育の質の向上を図る。また、教科指導力や生徒指導力など実践的な教職能力を向上させる。

- 3 学校や企業へのインターンシップを積極的に推進し、視野の広い社会性を備えた人材を育成する。

- 4 (大学院課程)学士課程の基礎の上に、学校教育を始め諸分野におけるより高い専門性や研究能力を身につけた人材を育成するとともに、社会や地域に広く貢献する大学院課程を一層充実するため、現職教員や社会人等の積極的な受入れを図る。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 基礎学力に加えて、興味・関心・意欲・社会経験など多様な観点に立ち、『入学者の受入方針』に適した入学者の選抜を行うため、平成22年度入学者から導入する入試方法の効果を検証し、以降の入試方法などを見直す。
 - 2-1 教育研究上の目的を明確にし、学位授与の方針を定めて学内外に公表するとともに、学生が身につけるべき学習成果や到達目標を明示する。
 - 2-2 学士課程教育で必要となる基礎学力を充実させるため、初年次教育を強化するとともに、教養基礎科目や共通基礎科目を点検し、改善する。
 - 2-3 平成23年度末までに『学士力をベースにした教職の力量形成を目指す教育システム開発事業』の研究成果をまとめ、平成26年度以降の学士課程教育に反映させる。
 - 2-4 ICTを活用した教育を充実する。
 - 2-5 外国語による調和のとれたコミュニケーション能力の向上を目指し、外国語教育の内容と方法の見直しを図る。
 - 2-6 4年間積み上げ方式の教育実習が効果的に行われるようカリキュラムを整備する。
 - 2-7 GPA制度の導入などにより、評価基準の明確化及び厳格な成績評価を行う。
- 3 学校や企業へのインターンシップや社会貢献活動を指導・支援するための教育活動を強化する。
 - 4-1 大学院においても実践性の高い教職教育を行うことを目指し、カリキュラムを見直す。
 - 4-2 夜間大学院で多様な現職教員の教育や研修を行う。
 - 4-3 長期履修学生制度の活用法や教育職員免許状取得プログラムを見直し改善する。
 - 4-4 社会的需要に応えるため、夜間開講の大学院の教育を拡充する。

| | |
|--|--|
| <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学のFDに関する組織を整備し、教員の教育能力や指導能力の向上を図る。 2 学士課程教育等を組織的・総合的に運用するとともに、教育環境を改善するために効果的な授業運営を行う。 3 他大学との連携を強化し、教育水準の向上と内容の多様化を図る。 <p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学生活において学生が意欲を持って学習し、自らの能力を十分発揮できるよう、学習、生活、就職等に関する総合的支援を充実させる。 2 特別な支援を行うことが必要な学生に対しては、学習、生活上等で親身な相談・助言・支援体制を充実する。 | <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全学的なFD組織を設置し、部局のFD組織と有機的に連携して、FD活動を効果的に実施する。 2 授業科目の開講数や受講生数の適正化、時間割の見直しなどを行う。 3 京都教育大学及び奈良教育大学との連携を推進し、教養教育等の大学教育を充実させる。 <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 学生指導を充実させるため、指導教員制度を強化する。 1-2 学生の進路の変更希望に応えるため、現行の転籍制度を見直し、運用方法を改善する。 1-3 情報基盤システムの整備に関する基本方針により学内情報環境を強化し、電子メールなどを利用した学習相談システムを開発する。 1-4 学生の自発的な組織化を支援し、学生の自主的、主体的な企画による活動を促進する。そのため、各種の顕彰制度や補助制度を充実させる。 1-5 京都教育大学及び奈良教育大学との連携を推進し、学生主体のセミナーや合同で教員就職対策セミナー等を開催する。 1-6 教育振興会や学外支援団体等から学生に対する支援の拡大を図り、課外活動の充実・活性化に必要な措置を行う。 2-1 心身に障害のある学生が支障なく就学できるよう、学習・生活支援を充実させる。 2-2 経済的に困窮している学生に対する経済的支援策を充実させる。 |
| <p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員養成教育の基盤となる教育科学、教科教育及び教科内容の研究並びに特別支援教育、学校安全、学校の危機管理に関する研究など、本学固有の課題に対して組織的に取り組み、高い水準の成果を達成し、その成果を社会に還元する。 | <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 附属学校園、教育委員会等と連携し、教科教育、生徒指導に関する研究を組織的に行うため、適切な組織を編成し、計画的に研究を行う。 1-2 学校や教育委員会等と連携して、学校リスクマネジメントに関する研究を継続的に推進し、学校における危機対応システムの構築や研修プログラム作成に取り組む。 1-3 研究成果を公表するための中心的な学内組織として、附属図書館のRポジトリシステムを活用する。 |

| | |
|--|--|
| <p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本学の固有の課題研究の推進や研究水準を向上するために、組織的な研究体制を整備し、人員・資金を重点的に配備する。 2 研究の質を向上し、大学の組織的な社会貢献活動を促進するため、教員の研究活動の状況を把握し、適切に評価する体制や公開する体制を整える。 | <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究協力者として、附属学校園、学校、教育委員会、民間企業、官公庁等から専門知識や実務経験の豊かな人材を積極的に任用する。 2 紀要の質の向上を図り、教科教育部門を中心にレフェリー制を導入する。 |
| <p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な学校教育の課題と教育界のニーズに応えるため、教育委員会や地域の学校と連携・協力して各種の共同事業や支援事業を推進する。 2 専門分野の多様性を活かした地域との連携活動を拡大する。 <p>(2) 国際化に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多文化共生教育に対応できる教員を養成する。 2 大学教育のグローバル化のため、優れた留学生の戦略的獲得、日本人学生の海外留学及び海外の教育機関等との連携を推進する。 3 発展途上国に対する教育協力を促進する。 4 国際化への支援を通じて地域社会への貢献を推進する。 | <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 教育委員会や自治体との連携協定に基づいて本学の特性を活かした共同事業や協力事業を推進する。 1-2 学生が参加できる地域活性化事業を推進するため、組織的に対応できる制度を構築する。 2 社会貢献を積極的に推進するため、地域社会における様々なニーズに対応した連携事業の拡大を図る。特に、一般市民向けセミナー等及び各種団体との連携活動等を企画・実施する。 <p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 外国語による授業、諸外国での語学研修・文化研修を含む授業を充実させる。 1-2 日本語を母語としない児童生徒の教育に対応できる能力を育成するため、日本語教育指導法に関わる授業を開講する。 2-1 海外の協定校との間に、大学院におけるダブルディグリー制度を導入する。 2-2 留学生及び海外留学を希望する学生のため、必要な授業を開講する。 3 発展途上国における学校教育に対する支援を促進する。 4 地域の日本語・識字教育や国際理解教育を支援する体制を整え実施する。 |

| | |
|---|---|
| <p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>1 附属学校園における安全教育の充実並びに安全で安心して学べる学校環境の整備に努める。</p> <p>2 大学と附属学校園の連携・協力のもとに、我が国の学校教育の充実と発展に寄与する教育実習や共同研究を行う。</p> <p>3 学校の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、自律的で効率的な学校運営と教育環境の充実を推進していく。</p> | <p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 安全教育・学校リスクマネジメントを充実させるとともに、学校保健安全法に定める学校保健及び学校安全の充実のため、施設・設備の老朽化等に対応する。</p> <p>1-2 小学校及び特別支援学校において、食育の推進に関する学校環境の整備を進める。</p> <p>2-1 大学が目指す質の高い教員養成のため、学生が附属学校園及び公立学校の両方で教育実習ができるよう大学、附属学校園、教育委員会で協議する場を設け、体系的で効果的な教育実習に努める。</p> <p>2-2 共同研究協議会の下で研究テーマを設定し、大学と附属学校園の連携によって国の拠点校、地域のモデル校となるよう、附属学校園を活用した教育研究を推進する。</p> <p>3-1 学校の管理運営責任者としての職責が果たせるよう、専任の校長等を配置する。</p> <p>3-2 指導教諭を配置して、研究推進と教育環境の充実、教員の教育力の向上を図る。</p> <p>3-3 自律的で効率的な学校運営を行うため、学校評議員からの意見・要望や学校評価を学校の改善に活かすとともに大学における附属学校園教育を支援する組織を整備する。</p> |
| <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>1 国立の教育大学としての機能と特色の明確化を図りつつ、本学の適正規模を見極め、必要に応じ、組織等の見直しを行う。</p> <p>2 地域の教育委員会との連携に関する協定に基づく活動の円滑実施並びに現職教員の継続教育に積極的に取り組むための体制を整備・充実する。</p> <p>3 監事や経営協議会学外委員等の意見も踏まえ、学長のリーダーシップの下で法人本部と大学各部局との一体的運営を図りつつ、法人内部のガバナンスを強化する。</p> | <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教員採用数の動向、地域の教育ニーズ、社会的要請等を総合的に勘案し、入学定員の適正規模、組織等の見直しについて検討する。</p> <p>2 現職教員の研修、学校教育活動への支援、共同研究等を行う中核的組織として教職教育研究開発センターを整備・充実する。</p> <p>3-1 法人の業務運営における監事の意見を学長のリーダーシップに反映させるとともに、経営協議会で示された意見に適切に対応し、その状況をウェブページで公表する。また、ステークホルダーの意見を把握・分析し、その結果を法人運営に活用する。</p> <p>3-2 理事の下に設置する運営機構室の機能の見直しを進め、法人と大学の一体的運営の改善・強化を図る。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>4 大学の業務運営等について監事及び監査室が連携を図りつつ監査を実施し、様々な観点から業務の内容及び方向性を評価し、その向上に努めるとともに、無駄のない運営を行うものとする。</p> <p>5 教員が教育研究に専念し易い環境を確保し、学生が意欲を持って学習に取り組み、自らの能力を十分発揮できるよう、法人及び大学の組織運営体制を整備する。</p> <p>6 費用対効果を重視した業務の効率化並びに業務のアウトソーシングを進める。</p> | <p>3-3 法人本部の事務体制を強化するため、職員の専門性を高めるとともに高度な専門的知識・技能を有する外部人材を任用する。また、女性等の能力の一層の活用など、多様な人材の大学教員の任用に努める。</p> <p>3-4 財務データを分析し、新たな財務分析手法を構築することで、学長のリーダーシップによる機動的予算配分を行う。</p> <p>4 監事及び監査室が連携関係を強化し、監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。そのために、マネジメントサイクルによる組織的な大学の経営体制を整備し、大学経営の活性化を図る。</p> <p>5 教育研究支援、学生サービス、社会連携・貢献における事務組織の在り方を見直すとともに、これらに関わる職員の専門性及び業務スキルの向上を図る。また、学生の就職相談・支援体制強化及びキャリア教育の充実のため、キャリアセンターを設置し、総合的な就職支援体制を充実させる。</p> <p>6 事務情報化の推進など、コスト意識向上につながる業務処理体制の整備を進めるとともに、アウトソーシングを含む業務の効率化を進める。</p> |
| <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1 効率的な事業運営を行うため、他大学との事務の共同実施を推進する。</p> | <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 他機関と共同して事務を実施することにより管理的経費の節減や人的資源の活用を推進する。</p> |
| <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1 教育研究の水準向上と活性化に資する環境の整備並びに経営基盤強化のため、自己収入の拡大に努める。</p> | <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 受託事業、受託研究、共同研究などの外部資金や競争的資金並びに科学研究費補助金の獲得に取り組む教員を70%以上とするメリハリのある研究費配分制度を構築する。</p> <p>1-2 大型の競争的資金や外部資金などの獲得につながる可能性のあるシーズを複数年度にわたるプロジェクトとして育成する制度を創設し、その予算枠を確保する。</p> <p>1-3 有料の講座や講習会を充実させ、自己収入の拡大の仕組みを設ける。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減に関する目標</p> <p>1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標</p> <p>1 教育研究経費の安定的供給を図るため、業務全般の効率的運営を行い、管理的経費を一層抑制するとともに、適正な契約手続きの推進に努める。</p> | <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 管理的経費の内容を精査し、効果的な抑制策を構築するとともに、競争性、透明性を確保した適正な契約手続き制度の整備を推進する。</p> |
| <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>1 大学資産を活用し、自己収入増加の方策を構築する。</p> | <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 大学資産の貸付対象やその方法を検証し、国立大学法人制度に則った新たな収入獲得の仕組みを構築する。</p> |
| <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1 教育研究水準の向上及び活性化並びにこれらを支える安定した経営を行うため、大学及び法人組織の自己点検・評価を実施し、改善に取り組むとともに、その状況を積極的に社会に公表する。</p> | <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 教育・研究・社会的活動・業務運営に関する点検・評価を効果的かつ計画的に実施する。また、評価結果と課題に対する学内外の意見を踏まえた改善に取り組み、その結果を公表する。</p> <p>1-2 教育・研究・社会的活動・業務運営に関する組織的活動の充実のため、教職員の個人評価の項目・評価方法等の見直しを進める。</p> |
| <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>1 利便性・安全性・効率性のバランスのとれたICT環境を確立する。</p> <p>2 戦略的大学経営の一環として、広報の充実を図る。</p> | <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 利便性・安全性・効率性のバランスのとれたICT活用ができるマネジメント体制を確立する。また、情報セキュリティ意識の向上に資する教育プログラム等を実施するとともに、情報システムセキュリティのより一層の強化を図る。</p> <p>2-1 学生の参画による広報活動など、大学広報の充実を図る。</p> <p>2-2 大学内外の情報交換の中心的ツールであるウェブページの充実を図ることにより、利用者の利便性向上と大学のイメージアップを図る。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>2-3 マスコミへのニュースリリースを日常的に提供するシステムの構築を通して、大学の情報発信力を高める。</p> |
| <p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>1 教育改善を推進するため、安全かつ良好な環境を維持するとともに、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対し、必要な施設環境等を整備する。</p> | <p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 学生の自発的な学習の場となる自習室や授業実践力向上のために必要となる模擬授業実習室を整備するとともに、魅力あるキャンパス環境整備を行うためアメニティスペースの充実を図る。</p> <p>1-2 情報基盤システムに関する基本方針を策定し、情報処理センターをハブとする情報基盤システムを強化し、端末規模を拡大しオープン利用スペースを更に広げるとともに、図書館や普通教室でもICTを活用した学習や授業が可能となるよう整備する。</p> <p>1-3 都市型と郊外型のキャンパス機能に応じた環境整備を進める。</p> <p>1-4 心身に障害のある学生が支障なく就学できるよう、ユニバーサルデザイン等の視点から施設環境等の整備をさらに進める。</p> <p>1-5 施設設備の機能保全・維持管理計画に基づき、施設設備の安全かつ良好な状態を保持する。</p> |
| <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>1 幼児・児童・生徒・学生及び教職員の安全確保のため、キャンパスの安全管理の徹底を図るとともに、安全意識・危機管理・危機対応能力の向上を図る。</p> | <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 附属学校園及び大学キャンパスの安全確保のための各種セキュリティ対策を講じる。</p> <p>1-2 附属学校園における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検、見直し、改善を継続して行い、事件・事故の未然防止を図る。</p> <p>1-3 幼児・児童・生徒を対象に災害訓練、危機対応訓練等を実施する。</p> <p>1-4 学生及び教職員を対象に救命講習、災害訓練、危機対応訓練等を実施する。</p> |
| <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>1 監査体制並びに管理運営体制の検証・整備を図り、不祥事の未然防止と組織の自浄機能を強化する。</p> | <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1 経営協議会での審議事項を精選し、実質的審議が行われるよう運営面に配慮する。</p> <p>1-2 監査室の体制整備を行うとともに、自浄機能が働く仕組みを構築する。</p> <p>1-3 職責に応じた研修システムを確立し、法令遵守意識の向上を図る。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画</p> |
| | <p>VII 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額</p> <p>2 想定される理由</p> |
| | <p>VIII 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画はないものとする。</p> |
| | <p>IX 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は, 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p> |

X その他

1 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財 源 |
|----------|----------|-------------------------------|
| ・小規模改修 | 総額 198 | 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (198) |

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進する。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担はないものとする。

4 積立金の使途

教育、研究に係る業務及びその附帯業務。

中 期 目 標 原 案

別表(学部, 研究科等)

| | |
|-----|---------|
| 学 部 | 教 育 学 部 |
| 研究科 | 教育学研究科 |

中 期 計 画 案

別表(収容定員)

| | |
|--------|--|
| 平成22年度 | 教 育 学 部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人) |
| | 教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人) |
| 平成23年度 | 教 育 学 部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人) |
| | 教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人) |
| 平成24年度 | 教 育 学 部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人) |
| | 教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人) |
| 平成25年度 | 教 育 学 部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人) |
| | 教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人) |
| 平成26年度 | 教 育 学 部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人) |
| | 教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人) |
| 平成27年度 | 教 育 学 部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人) |
| | 教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人) |